



工事仕様書 共通項目

◆ 共通項目は、標準・略式の両方の仕様書に添付する。

1 環境方針・品質基本方針

2 工事仕様書(共通項目)

「一般注意事項 品質管理要求事項 安全に関する実施事項

安全に関する注意事項 防災活動に関する実施事項 協力会社検電要領

工事用電力ケーブルの接続方法について 炉内作業における注意事項

油補強作業に関する留意事項 産業廃棄物処理に関する注意事項

情報漏洩防止について 工事における現場責任者常駐範囲の例」

3 反社会的勢力排除の取組に関する確認書類について

(1) 調査回答書(反社会的勢力排除の取組に関する確認)

(2) 調査対象協力会社一覧表(反社会的勢力排除の取組に関する確認)

4 社会保険の加入に関するガイドラインについて

3	2021年11月22日	反社会的勢力排除確認書等の提出先を追記。
2	2020年9月25日	環境、品質基本方針の改訂。
1	2020年3月11日	品質基本方針の改訂。
制	H29年 3月 3日	ISO9001:2015改正に伴い施工管理要領を制定し、旧施工管理要領を廃止したため。

環 境 方 針

<基本理念>

当社は、エネルギーと環境を中心としたプラントエンジニアリング事業の中で、環境保全活動に取り組み、地球環境の保全と持続可能な社会の構築に貢献する

<基本方針>

1. 建設業を中心とした事業活動において、原子力発電、火力発電および各種プラントの稼動率向上、高効率化、高経年化対策などの客先ニーズへの確に応えることにより低炭素社会の実現に寄与する
2. 事業活動推進にあたり、省資源、省エネルギー、廃棄物の低減、リサイクルの向上および汚染の予防に努め、環境保護を図る
3. 環境目的・目標を設定し、定期的に見直しする枠組みを設けて環境管理活動を推進し、継続的改善を図り、環境パフォーマンスを向上させる
4. 環境保全に関する法令およびその他の要求事項を順守する
5. 関西電力グループ会社の一員として、グループ全体の環境管理活動と連携を図る
6. 環境保全のための仕組みを確立、実施し、維持するとともに、従業員および協力会社に周知する

品 質 基 本 方 針

品質はお客様に提供できる最大のサービスであり、従業員および協力会社の全員が技術力と品質管理の向上に具体的かつ積極的に取り組み、お客様に満足していただける製品を提供する。

上記品質基本方針を実現するために以下の活動を行なう。

1. 品質マネジメントシステムの継続的な改善を図り、たゆまぬ品質向上の基盤を構築する。
2. 品質方針、品質目標を設定し、具体的な活動計画をたて、PDCAをまわすことで品質向上を達成する。
3. 当社事業に係る全員が品質基本方針、年度ごとの品質方針を理解し、品質目標の達成に向けて自ら技術力の向上等に取り組む。

工事仕様書(共通項目)

一般注意事項

1. 工事施工上の一般注意事項

- (1)協力会社は、毎日夕刻工事担当者に翌日の作業予定を提出する。
- (2)協力会社は、当日の作業内容及び工数を、毎日日報をもって工事担当者に報告する。
- (3)貸与物品を使用する時は、当社に所定の借用証を提出するものとし、作業終了時には、速やかに返納する。
もし、紛失および破損した時は、直ちに修理又は相当品の弁償を行う。
- (4)工事完了後は勿論のこと、作業中も作業現場及び周辺の整理整頓をし、清掃を完全に行う。
- (5)運転中の設備、機器、弁、スイッチ等には、絶対に操作又は触れてはならない。
- (6)作業中の打ち合わせは十分に行い、連絡は密にする。

また、指示のない作業は禁止する。指示された作業であっても、関連設備(系統等)を十分に把握し、施工によるトラブル防止を図る。

2. 品質管理に関する事項

3. 安全に関する実施事項及び注意事項

- 事施工上の安全に関する実施事項は、「安全に関する実施事項」による。
- また、安全に関する一般注意事項は、「安全に関する注意事項」による。

4. 防災活動に関する実施事項

5. 協力会社検電要領

6. 工事用電源ケーブルの接続方法

7. 炉内作業における注意事項

8. 油補給作業に関する実施事項

9. 産業廃棄物の処理に関する注意事項

10. 情報漏洩防止について

11. 工事における現場責任者常駐範囲の例

- 2~11については、次項以下それぞれの定めるところによる。

品質管理要求事項

この要求事項は、当社が発注する工事の施工に際し、受注者に対し品質管理に関しての要求する事項をまとめたものであり、受注者は、これを遵守しなければならない。

1. 適用規格

工事仕様書に記載のない事項については、次の規格、要領を適用する。

- (1)JIS、JEC、電気事業法関係技術基準、その他我が国現用諸規格
- (2)顧客制定の要綱、要領、指針および、指定の諸規格
- (3)当社制定のQMS、要領、指針、手引・方法等
(QMS:品質マネジメントシステム)

2. 作業管理

(1)工事体制の確立

工事に先立ち、「着工届」「作業指揮者[作業主任者]作業員名簿」を提出し、当社の承認を受ける。

内容に不備があると当社が認めた場合は、当社の指示に従って是正する。

(2)作業主任者の選任

工事の内容に応じて、必要な作業主任者の選任を行い、「着工届」を提出し、当社の承認を受ける。

また、各作業主任者の責務を確実に行わせる。

(3)施工

当社が発行した、「施工計画書」(工程表、図面、作業要領書等)に従って、的確に工事を実施する。

実施に支障がある時には、工事担当者に連絡し、指示を受ける。

(4)資材の管理

工事に使用する資材は、当社の要求品質が確保される物を使用すると共に、協力会社購入の資材、顧客及び当社から貸与された支給品については、当社のQMS文書「資材・顧客支給品管理表及び物品納入指示書」(物品・運搬)に基づき、管理する。

(5)工程管理

工事中、当社のミーティングに参加して、進捗状況、諸連絡、調整を密にし、円滑な工事の運営に努め、工期確保に万全を期する。

(6)メンテナンス設備の保管

メンテナンス設備は、該当設備を工事場所として区画し、工事札等を取付け他の設備と混同しないように管理すると共に、設備の分解部品類の保管、維持、開放機器等の養生を確実に行い、紛失、機器類の損傷防止に努める。

(7)計測器、道具類、保護具類の管理

工事に使用する計測器については、「協力会社持測定器使用申請・登録書」とトレザビリティを添付して、当社の承認を受ける。

内容に不備があると当社が認めた場合は、当社の指示に従って是正する。

(8)工事用機械、機器類の定期自主検査、使用前点検の管理

労働安全衛生法により、定期自主検査、使用前点検等が定められているもの(移動式クレーン、ゴンドラ、局所排気装置及び潜水器具等)は、法令、指針等に基づき、確実に管理し、性能維持に努める。

(9)計測記録

各種計測は、正確に測定を行い、必要事項を記入し、工事担当者に提出する。

工事仕様書(共通項目)

(10)不適合の処置

設計、施工、検査、試験中に不適合を発見した場合は、直ちに当社担当者に連絡し、指示に従う。

(11)検査

工事中における試験、検査(工程内、最終、顧客竣工)には、当社担当者が立会うので、協力会社作業責任者は必ず立会い、結果の確認をする。

3. 安全管理

(1)安全管理体制の確立

安全衛生責任者を選出し、当社が行う統括安全衛生管理に協力する。

(2)安全監視専任者の立会い

重量物の取扱い時、危険区域作業時等の他、特に当社が指定する重要作業時には、必ず当社安全監視専任者の立会いを受ける。

(3)災害の防止

高所作業等、危険度の高い作業を実施する場合には、立入禁止措置、表示、監視人の配置等、決められた措置をとり、災害の未然防止に努める。特に、酸素欠乏危険場所では、事業者責任において作業主任者を選任し、上記措置の他、作業開始前の酸素濃度測定、換気、隔離弁の施錠、表示等を確実に実施し、記録を保管する。

4. 教育訓練

(1)工事力の確保

常に良質の作業員の確保と育成に努める。

(2)安全教育

当社安全品質課員等が実施する、安全教育に積極的に参加する。

(3)新規入場時及び更新時(誕生日更新)には、入構者教育(顧客実施)、入場時安全講習(当社実施)を必ず受講する。

また、新規入場者教育は、協力会社が実施しておく。

(4)品質管理教育

品質管理要求事項の内、作業管理については、適時機会を作り、当社制定の関連標準類により教育を行い、円滑、適正な品質保証活動の遂行に努める。

(5)TBM及びKY活動

TBM及びKY活動を毎日実施し、作業内容及び作業員の配置を周知すること。又、危険予知能力の向上を図り、安全意識の定着と品質管理の徹底に努める。

(6)作業員に対し各種教育を行った時は、必ずその記録を保管整備しておく。

5. 品質調査

当社から品質調査の立入を受ける時は、これに協力する。

安全に関する実施事項

1. 工事着手前、作業員全員にこの工事の内容、安全上の注意事項、実施事項等安全に関する必要事項を教育指導する。

2. 作業責任者は、作業主任者の必要な工事では、工事着工届及び作業員名簿に選任した人の氏名資格名を記入し、届け出る。

又、見易い所にその者の責務を掲示し、確実に責務を果たすように管理する。

3. 作業指揮者は、作業環境、作業工具、安全保護具の使用、安全標識、作業動作等安全上の監視と点検を行い、災害の発生防止に努める。

4. 作業指揮者は、作業員に安全帽、安全靴、安全帯を着用させること。尚、工事実態に応じた靴として、足袋、長靴、運動靴でも良い。

5. 区画ロープ、消火器等は必ず用意すること。又、救急用具、担架、AEDなどの配置場所を事前に確認しておく。

6. 上記以外の安全保護具、防具の必要な品名、数量は明確にし、事前に準備して、正しく使用するよう監視・指導を行う。

7. 仮設備は、単に作業上必要なものだけではなく、安全上必要なものも十分行うこと。例えば、足場の必要な高所作業等では、手摺、待避所、墜落防止ネット、親綱等を設置し、墜落防止、資材、機器等の落下防止に努めること。又、足場下部への立入制限等を明確に周知する。

8. 原油・NG関係工事(立入禁止・火気制限区域)には、防爆工具を使用し、静電防止服及び静電靴を着用する。

9. 発電所構内に持込んだ第一、第二石油類には、カラー一テープ※を巻きつけ識別表示を行うこと。(※ 赤色:第一石油類、黄色:第二石油類)

10. 発電所構内における洗浄液を用いる作業は第一石油類(PT洗浄液・パーソクリーナ等)の使用を原則禁止する。

やむを得ず使用する場合においては、以下の対策を実施する。

(1) 可燃性ガスが滞留・流入する恐れのある場所(機器内部、配管内部を含む)で使用する場合は、強制換気(排気)装置(原則、防爆仕様)により換気し、静電防止服、静電靴を着用の上作業を行う。

(2) 「第一石油類使用作業中」の標識を取り付ける。(第二石油類であっても引火点の低いものがあり、作業環境温度が高い場合は引火の恐れがあることから十分に留意して材料の選定を行う。)

11. 発電所構内において、次の物質について持込並びに使用を禁止する。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン

12. 酸素欠乏危険作業においては、酸欠則に従い事業者の責務を遂行すると共に、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、その職務を行わせること。又、酸欠ガスの流入の防止処置の確認をすると共に、必要に応じて十分な換気を行う。

13. 工事手順書を作成する時は、当社仕様書に添付している危険有害要因特定シートに基づく安全対策等を参考に作成し、工事着手までに工事担当者に提出すること。又、工事期間中は、手順通り施工させる。

14. 安全衛生については、大気汚染防止法、労働安全衛生法、同関連規則並びに府、県条例等の関連諸法規を遵守し、必要な処置を行う。

15. 特殊運搬(構内規則及び道路交通法に準拠しない場合)を行う場合は、顧客の承認を受けると共に、統括安全衛生責任者に連絡する。

16. 作業は、1人で行ってはならない。「予定外作業は厳禁する」作業内容に変更がある場合は、ミーティング実施表に変更内容を記載し、お客様の許可を得る。

17. その他、最新の当社「火力部門 安全ハンドブック」を厳守する。

工事仕様書(共通項目)

安全に関する注意事項

No	項目
1	工事に従事するものは、服装を正し、完全な保護具、防具を使用する。
2	工事札を設け、諸器具に名札を付け、火気使用は届出て許可を受ける。
3	作業前後の連絡を確実にし、作業手順と安全処理を全員に知らせる。
4	電源、圧縮空気、ホイスト、起重機などの使用は、事前に担当者に連絡し、許可証(承認済)を現場に掲示してから使用すること。 又、炉内、タンク、復水器内等24V作業灯を使用する。
5	作業灯は、ガードを付け、キャブタイヤケーブルは良質なものを使用する。
6	電気器具類は、日常点検すると共に、適時検定を受けたものを使用する。
7	作業標識は、工事担当者の指示を受け、完全に取付け、安全な通路を確保する。
8	高所作業には、命綱(安全帯)を付け、工具袋等を使用し、墜落並びに工具の落下等を防止する。
9	作業は、手元を明るくして行う。
10	歩行中、作業中は、タバコを吸わない。「吸殻入れ」は、所定の位置に用意して、その場所で喫煙する。
11	工事材料の持込み、持出し及び残業等は、所定の手続きをする。
12	運転中の機器が接近している箇所では、指定の作業場以外に立ち入ってはならない。
13	作業責任者を選任し、責任者は、腕章等の標識を付ける。
14	履物は、高所作業、平地作業共に、作業内容に適応した安全なものを選ぶこと。
15	道工具は、着手前に必ず点検手入れを行い、破損品や不適合な工具は、絶対に使用してはならない。
16	足場丸太屑、残材屑、番線屑などの屑物は確実に撤去し、清掃を行うこと。尚、現場における塵埃は、可燃物と不燃物とに選別し、それぞれ当社指定の場所へ整理すること。
17	工事用として、構内に諸車を乗り入れる時は、お客さまの定める構内制限速度を遵守し、積荷扱車以外は、指定場所に駐車すること。
18	構内車両運行については、構内規則及び道路交通法に準拠すること。
19	毎日の作業が終わった後は、作業現場、特に道路の妨害になる所、物陰による開口部の蓋、溝蓋、グレーチング取外し口等は、確実に危険表示の取付け、又は整頓復旧しておくこと。
20	毎日の作業終了後の後片付けを完全に行なうことは勿論、常に作業周辺の4S(整理・整頓・清潔・清掃)に努めること。
21	グレーチング等、発電所の設備を無断で開口することを禁止する。作業でやむを得ず開口する場合は、発電所の承認を得た上、監視人、作業区画設備等転落防止処置を行い、開口すること。
22	溶接機には、電擊防止器付きを使用し、1・2次とも良質のキャブタイヤコードを使用して接続すると共に、溶接変圧器のケースにアースを取付ける。
23	電動工具は、手元スイッチ(雨覆付)を設け、アースは確実に取付ける。
24	足場は、規定に従って組立て、十分に点検する。特に高温部・低温部に接触して組立ててはならない。
25	ワイヤは、直接鋼材の角に巻き付けてはならない。又、通路上では表示をする。
26	あらゆる火気使用時には、爆発延焼の心配が無いことを確かめる。
27	グラインダ使用時は、安全カバーを付け、保護メガネを使用する。
28	高圧充電部分が接近している箇所では、指定の作業場以外に立ち入ってはならない。
29	酸素ガスを気吹きに使用してはならない。
30	ガス切断・溶接作業には (1)可燃物を事前に排除する。 (2)火花散乱及び切斷した鉄片を落とさないようにする。 (3)万一鉄片を落としても、鉄板を敷く等、可燃物と遮断できるよう養生する。 (4)消火器及び消火栓の所在を確認し、 必要な時には、消火ホースを展開して作業を行う。 * ブリキ板+カーボンクロス(積層) による養生を基本とする。
作業床養生参考図	
31	タンク内部等狭隘場所での作業は、火傷、火災、通風の安全を確かめる。
32	容器内部及び水管、塔、槽等の内部作業は、作業主任者の指示の元に、十分な換気を行うと共に、作業開始前に、酸素濃度測定あるいは硫化水素濃度測定を行い(必要に応じ作業中も測定)、酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度10ppm以下であることを確認する。又、作業員の入室(作業員札等)確認の徹底。
33	火気使用作業の場合は、現場に専属の監視人を置き、火災発生防止に努めると共に、作業終了時は、残灰処理を行い、作業終了30分後に、責任者は必ず完全消化の確認を行うこと。
34	下記作業他、法等に基づき作業主任者を選任すべき作業については、当該資格を保有する作業主任者を選任のうえ、厳重な安全管理監督を行う。 (1)特定化学物質(有害物質)を取扱う作業 (3)酸素欠乏となり易い場所での作業 (5)有機溶剤を取り扱う作業 (7)高圧ガス設備内の作業 (2)放射性同位元素を取り扱う作業 (4)可燃性ガス発生の可能性がある場所での作業 (6)五酸化バナジウムの発生する場所での作業 (8)その他

工事仕様書(共通項目)

防災活動に関する実施事項

協力会社が受注した請負工事の範囲内で発災した場合は、「関西電力工事請負契約要綱」に基づき、工事を受注した協力会社自らが、必要な「臨機の処置」として、防災活動を行うものとする。

ここで「臨機の処置」とは、

- ① 発見時における、所轄消防署への通報並びにお客様、当社への通報
- ② 災害の拡大防止を目的とした初期対応

の範囲とし、客先自衛消防隊の現地到着後は、「臨機の処置」としての活動は終了し、発災現場周辺から退去するものとする。

記

1. 発災時における当社社員への通報手段と通報先

(1) 通報手段

- ・口頭・運転指令装置(ページング)又は、電話の内、最も早い手段で通報すること。

(2) 通報先

- ・工事担当者に通報する。(お客様、当社共)
- ・不在時は、工事担当課の役職者(お客様、当社)又は、発電室(課)の当直課長(係長)に通報すること。

2. 発災時における活動体制

協力会社は、発災時に適切な対応が出来るよう作業内容を十分に把握し、現場作業員から構成される活動体制(指揮者、通報要員、初期対応要員等)を定めること。

3. 防災器具等の種類と数量

協力会社は、作業を実施するに当たり、発電所構内保安に関する所達等に定めるところにより、防災器具等を準備すること。

4. その他

- (1) 協力会社は、作業員全員に発災時の通報及び初期対応について、教育・訓練を実施すること。

協力会社検電要領

回路電圧が77KV未満までの電気設備の設置、点検、修理等の電機作業を行う場合、下記により、必ず検電器にて停電を確認後、作業に着手する。

1. 作業着手時の検電

- (1) 作業責任者又は安全監視専任者(以下、作業責任者等という)は、お客様担当者が行う作業区間の停電確認に立会うと共に、自らも検電器にて、停電を確認する。
- (2) 作業責任者等は、作業期間中、毎朝の作業着手前に必ず検電器にて、停電を確認する。

2. 作業中の自主検電

作業責任者等は、次の場合、自動的に自ら検電器にて停電を確認する。

- (1) 指定された作業区域内で、作業箇所又は場所が変わる場合。
- (2) 昼食、休憩等の作業中断後、作業を再開する場合。

3. その他注意事項

作業指揮者等は、工事期間中次の事項を行う。

- (1) 電気作業者に対して、検電器の携帯と検電器の使用試験並びに検電の指導。
- (2) 作業区画、標識旗(危険、接地等)の取付け状態の確認。
- (3) 検電器用試験器の準備と検電器の正常の確認。

(注)77KV以上の電気設備の作業については、別途お客様の指示に従うものとする。

工事用電源ケーブルの接続方法について

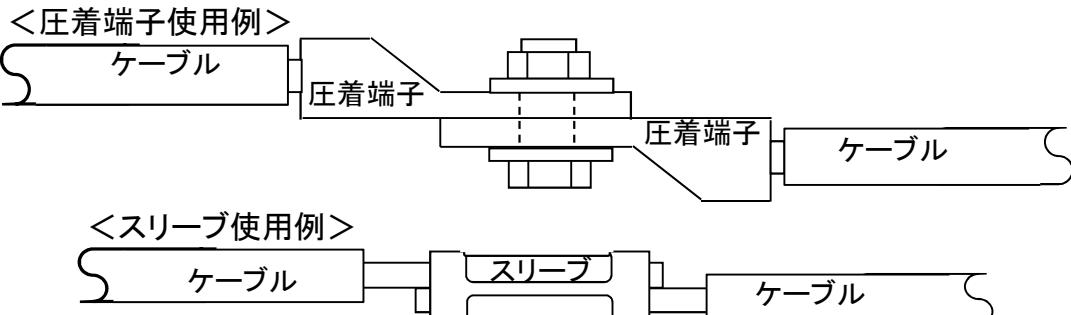
1. 工事用電源として使用するケーブルについては、原則としてケーブル同士の接続は実施しない。

ただし、止むを得ず接続を実施する場合は、「電気設備の技術基準」第7条(電線の接続)を遵守し、有資格者(電気工事士)が施工する。

2. 工事用電源として使用するケーブル同士の接続は、圧着端子、またはスリーブ等によるものとする。

具体的な施工例は、下図及び「電気設備の技術基準の解釈」第12条(電線の接続法)を参考とする。

ケーブル同士の接続例



工事仕様書(共通項目)

炉内作業における注意事項

炉内等、清掃作業時における五酸化バナジウム等による障害を予防し、作業員の安全衛生を確保するため下記の通り実施する。

1. 五酸化バナジウム及び硫黄酸化物について

一般的に重原油の中には、バナジウムが数ppmから数百ppm程度含まれている。これが燃焼によって、五酸化バナジウムとして、ボイラ内部の堆積物や付着物の中に数%から数十%含有される。

又、重原油の中には、硫黄も含まれており、燃焼によって亜流酸ガスと無水硫酸になる。尚、この亜流酸ガスは、五酸化バナジウムの触媒作用により、一部無水硫酸となるので、燃焼ガス中に無水硫酸を多量に生成することとなる。無水硫酸は、五酸化バナジウムと同様に、堆積物、付着物に数%から数十%含有される。

但し、客先で使用している燃料については良質であり、バナジウムについては、40ppmから70ppm程度、無水硫酸については、排ガス中に数ppm有り、付着灰中には微少量含有される。

これらの含有物は、換気によって容易に排出されず、下記のごとく人体に影響を及ぼすので、作業時は、十分注意する。

(1) 人体への影響

a. 五酸化バナジウム(V₂O₅)

咳、咽喉痛、胸痛、気管支炎、気管支痙攣、手腕の振りせん、眼痛、網膜炎等の症状を呈する。

b. 無水硫酸(SO₃)

水と反応して硫酸となり、強酸として作用する。

2. 作業場の遵守事項

(1) 換気について

ボイラ清掃作業を開始する前に、ボイラ又は、煙道内部の換気を十分に行う。

(2) 保護具の着用

作業員は、ホースマスク又は、防塵マスク(国家検定特級又は、一級合格品)、防塵眼鏡及び不浸透性の保護手袋を、使用する。

(3) うがいの励行

作業員が、容易にうがいの出来る場所を定め、うがい薬による、うがいを励行する。

(4) 発塵を抑えるための給湿等

清掃に先立ち、当該部分を濡れ雑巾により、給湿させる等の方法によって、発塵を抑える。

(5) トーチランプ等の使用禁止について

付着物を取り除き易くするためにトーチランプ等を使用することは、無水硫酸等の有害な物質が発散する恐れがあるので使用してはいけない。

3. ボイラ清掃作業を指揮する者の職務について

ボイラ清掃作業を行う場合で、当社が指定した時は、特定化学物質作業主任者を選任し、その者に、作業員の障害予防等のために、次の事項を行わせる。

(1) 保護具等の使用状況を監視する。

(2) 作業中異常な咽喉痛、眼痛、咳等の症状を訴えた場合には、作業を中止させ、その旨、当社又は衛生管理者に報告する。

(3) 清掃作業中の取捨灰等の処置の指揮、監視を行わせる。

(4) 作業終了後及び身体が著しく汚染された場合は、その都度、洗身、洗顔及びうがいを行わせ、その旨、当社又は衛生管理者に報告する。

4. 診断及び処置について

作業員が、作業中又は作業終了後、異常な咽喉痛、眼痛、咳等の症状を呈した場合には、直ちに医師の診断及び処置を受けさせる。

5. 取捨灰等の処置について

(1) ボイラ灰等は、他のものと区別し、ビニール袋に入れ「法に基づく表示」を行う。

(2) 廃棄は、当社の指示に従って行う。

(3) ビニール袋は、客先より支給されるものを使用し、処理した袋数を報告する。

6. その他

当社より、五酸化バナジウムの含有率が1%を超える箇所について、労働安全衛生法第57条に基づき報告を受けた場合は、関係法令を厳守する。

工事仕様書(共通項目)

油補給作業に関する留意事項

油補給、オイルフラッシングおよび移送(以下、これらを総称し、油補給という。)の作業を行う場合は、以下の点に留意して実施すること。

但し、本留意事項と同等またはそれ以上の対策を講じ、客先が認めた場合については、この限りでは無い。

尚、ここでいう「油」とは、機器の潤滑油または制御油もしくはディーゼル機関の燃料油を総称したものとする。

1. 仮設油ポンプを用いた作業

仮設油ポンプを用いて油補給作業を行う場合は、以下に留意すること。

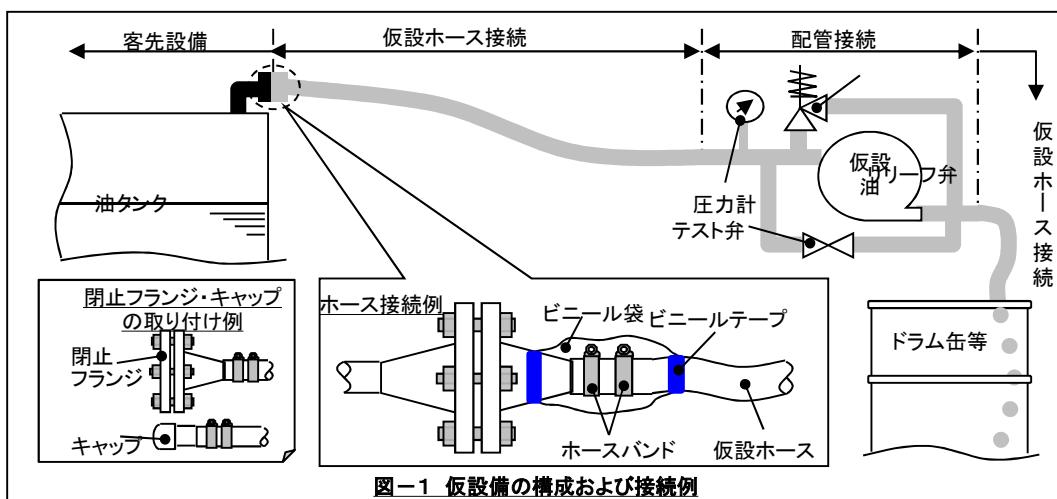
尚、「仮設油ポンプ」とは、空気または電動等の人力以外の駆動方式のものを指す。

(1) 仮設備に関する事項

- 仮設備は、油ポンプ、リリーフ弁、ホースおよび接続器具類(図-1参照)により構成するものとし、油補給作業に先立ち、各設備の点検・整備を行う。
尚、各仮設備の仕様については、油ポンプの吐出圧力に対する裕度を備えたものを選定する。
- ドラム缶等への移送(油抜き作業)時には、ドラム缶等からのオーバーフローを防止するための設備(油面認識用のフロート・レベル計等)を加えた構成とする。
- 仮設ホースは、捻じれの無いように設置し、ホースと各仮設備及び客先設備との接合部は、ホースバンド(1箇所当たり複数本)により固定のうえ、ビニール袋等により接続部の漏れ止め養生を行うこと。また、ホース開放時の接続部からの油受けとして、オイルパン又はシート養生等を行う。
- 客先設備との接続は、リリーフ弁作動試験および各仮設備の漏れ確認試験を行い、異常の無いことを確認のうえ実施する。

試験方法の例

各仮設備の接続完了後、仮設ホース先端部(給油口部)に、閉止フランジまたはキャップ等を取り付け、テスト弁(図-1参照)の閉止により、リリーフ弁の作動確認を行うとともに、各仮設備からの油漏れの有無を点検する。



(2) 油補給作業に関する事項

- 油補給作業時は、以下を参考に、各作業員および監督・指揮者の配置を明確にしたうえで実施する。

人員配置の例 [()内は、人数例を示す]

- ポンプ操作者(1)
- 給油口監視者(1)
- 指揮者(1)

※③は、ポンプ～給油口との間の距離が短く、①と②の連絡が直接できる場合は、①または②との兼務でも良い。

※ポンプ～給油口との間の距離が長く、①・②および③の連絡が直接できない場合は、連絡員の配置または通信設備等による連絡方法を確立する。また、ポンプ～給油口の間に仮設ホース同士の接続箇所がある場合または複数箇所に油補給を行う場合等、必要に応じて、監視者を増員する。

- 現場監督者または作業指揮者は、油補給作業の開始前(再開前を含む。)に、人員配置および系統確立状況(事項を実施する場合は、その復旧を含む。)を確認する。また、仮設油ポンプの起動は、現場監督者または作業指揮者の立会いのもとで、実施する。

- 油補給作業を中断する等の理由により、仮設ホースを取り外す場合は、ホース開放部に閉止フランジ・キャップ等を取り付け、仮設油ポンプを起動しても油が噴き出ない構造とすること。また、上記作業時には、給油口(客先設備側)にも異物浸入防止のための閉止フランジ・キャップ等を取り付ける。

2. タンクローリー車による作業

タンクローリー車により油補給作業を行う場合は、以下に留意する。

- ホース類(ホースおよびホースと客先設備との接続金具類)は、定期的な点検を行ったものを使用する。

- ホースは、捻れ等のないように設置し、客先設備からローリー車間の各接続部は、確実に締付を行う。

又、ホース開放時の接続部からの油受けとして、オイルパンまたはシート養生等を行う。

尚、ホースバンド等により接続する場合は、1. (1)c. 項により実施する。

- 油補給作業を中断する等の理由により、ホース類を取り外す場合は、ホース開放部に閉止フランジ・キャップ等を取付ける。

又、上記作業時には、給油口(客先設備側)にも異物浸入防止のための閉止フランジ・キャップ等を取付ける。

- ローリー車側の作業要領書を、事前に提出する。

尚、作業要領書の記載内容について客先から質問や改善要望があった場合は、協議を行い、誠実に対応する。

工事仕様書(共通項目)

産業廃棄物処理に関する注意事項

本工事に伴って発生する廃棄物及び残材等の処理は、下表の処理分担区分に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による排出事業者処理責任(元請処理責任)として当社が処理を実施するので、下記事項を厳守して処理に協力するものとする。

記

1. 廃棄物の取扱いについて

- (1)協力会社は、当社担当者の指示により、発生箇所から現場保管箇所又は、廃棄物集積場へ運搬を行い、その種類別に丁寧に仕分けする。又、当社担当者が指示した場合は、「所定の寸法に裁断」「確認テープ(ビニールテープ)等による明示」をする。
- (2)協力会社は、処理計画書の作成に協力する。

表 処理分担区分

分類項目	廃棄物の種類(例)	処理分担区分		処理方法
		客先	元請	
工事に伴って発生する下記以外の全廃棄物 (無価値品に限る)	廃石綿、廃油、廃プラスチック類、紙屑、木屑、繊維屑、ゴム屑、金属屑、ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑、サンドblast廃砂、廃ウエス、足場屑、保温層、アスファルト、蛍光灯、電球等		○	当社産廃保管場所に整理のうえ、元請け自らが適切に処理する
運転等によって発生、生成、消耗するもの等	各種灰、汚泥(ボイラ酸洗を除く)、貝、くらげ、薬品、廃ウエス(客先資材)等	○		客先産廃保管場所に整理
特別管理産業廃棄物	PCB含有廃棄物	○		

2. 特定建設資材分別解体・再資源化について

- (1)対象となる特定建設資材
 - a.コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - b.木材
 - c.アスファルト・コンクリート
- (2)当工事により発生した特定建設資材廃棄物は、種類に分別解体を行い、再資源化処理会社搬入可能寸法まで細分化する。
- (3)細分化した特定建設資材廃棄物は、その種類毎に運搬可能な荷姿でトラック等に積み込む。

情報漏洩防止について

業務を遂行するに当たり、業務に関する機密情報^{*1}を取扱う場合は適正な管理を行い、情報漏洩防止を図る。

1. 機密情報を電子情報で取扱う場合は、個人所有物のパソコンで取扱うことを禁止する。

但し、業務の都合により止むを得ない場合については、会社所有の業務用パソコンと同等の管理で使用すること。

- (1)個人所有のパソコンを業務で使用する場合は、その会社の許可および下記2項に示すセキュリティ対策を講じて使用する。
- (2)業務以外で個人所有のパソコンを会社に持ち込むことは、情報漏洩防止の観点より禁止する。

2. 会社所有の業務用パソコンについては、情報漏洩に対するセキュリティ対策を講じる。

- (1)業務目的以外の使用を禁止する。
- (2)業務に不要なソフトウェアのインストールは禁止すること。
- (3)ファイル交換ソフト^{*3}が業務用パソコンに実装されていないことを確認する。
- (4)機密情報を取扱う業務用パソコンについては、業務に関係ないwebサイトへの閲覧を禁止する。
- (5)ウイルス対策ソフトを導入し、最新のウイルス対策を講じる。
- (6)業務用パソコンや外部記憶媒体等については、不必要に事務所外への持ち出しを禁止する。
- (7)業務用パソコン等を廃棄する場合は、データ流出の恐れがないような措置を講じる。
- (8)パソコンの盗難、紛失によりデータが流出しないように、パソコンの管理を確実に行う。
- (9)盗難、紛失、データ流出を防止するための自己防衛策を講じる。

(例 施錠管理、データの暗号化、パスワード、アクセス制限等)

*1: 機密情報とは、業務において知り得た企業秘密並びに施工上の工法、技術及びこれらに関する情報、知識又は営業上の秘密をいう。

*2: 電子情報とは、コンピュータや記録媒体により処理又は保管されるすべての電子的な情報をいう。記録媒体には、ハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM及び磁気テープ等、電子情報を記録するための装置をいう。

*3: ファイル交換ソフトとは、インターネットを経由してユーザ同士で直接ファイルの交換を行えるようにしたソフトウェアのことであり、以下のものがあります。

(参考Winny, WinMX, Gnutella, Napster, share, KaZa等がある。)

3. 工事に關係した不要書類を廃棄する場合、情報漏洩対策をした後、責任をもって廃棄する。

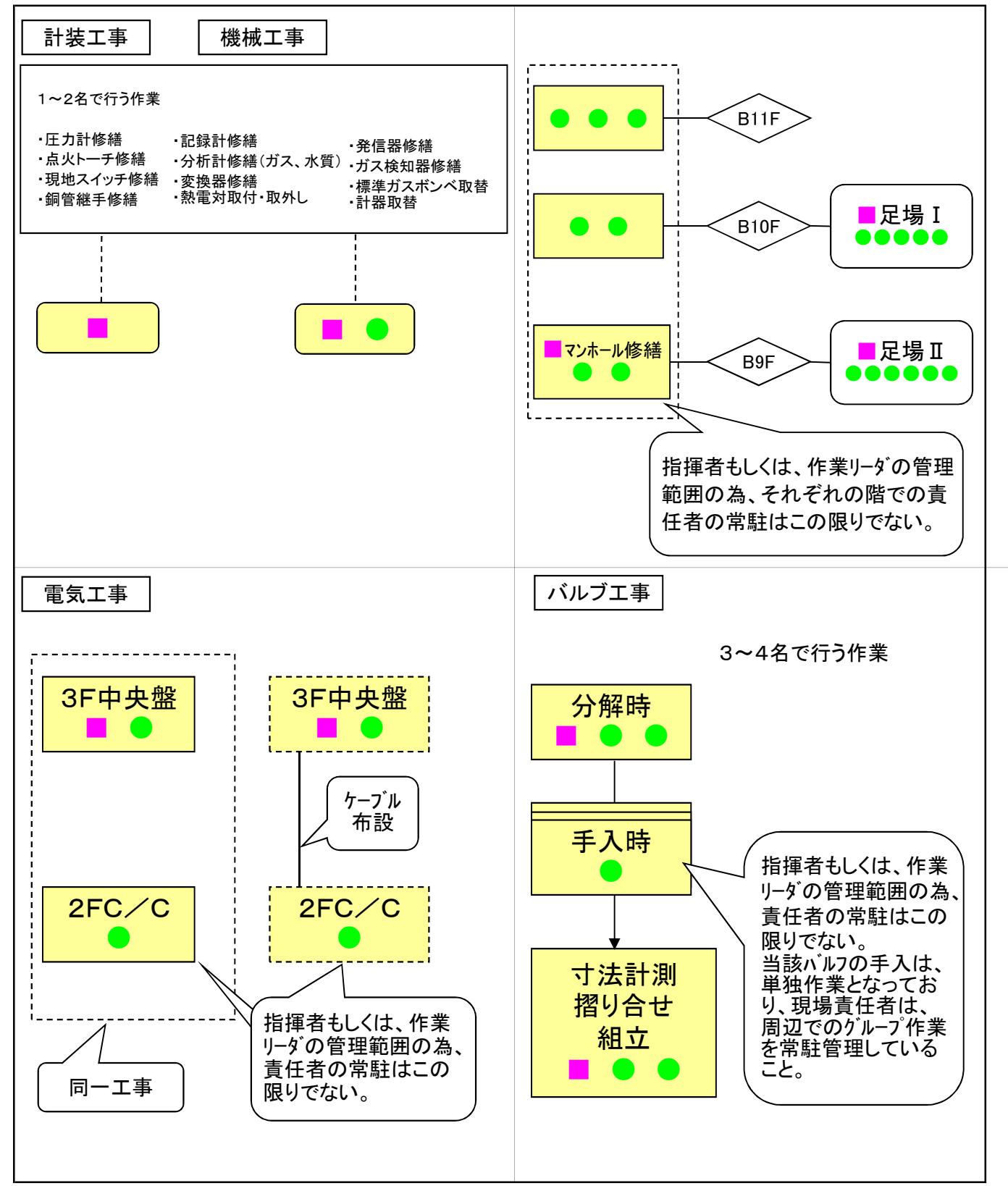
- (1)全て廃棄書類は裁断した後、指定されたごみ袋に入れて焼却又は溶融処理をする。
- (2)また、裁断が発電所構内事務所で不可能な場合、責任をもって自社に持ち帰り裁断後は廃棄する。
- (3)焼却・溶融等で廃棄書類を発電所構内から持ち出す場合は、情報漏洩のないよう確実に管理し、秘密保持の取り扱いに關し協定締結を行った専門会社に出す。

工事仕様書(共通項目)

工事における現場責任者常駐範囲の例

- ・現場監督が作業グループの作業リーダの体制を作業員名簿で確認し、日々のTBM・KYMにおいても現場監督が、現場体制を確認する。
- ・作業リーダは、基本的にKY単位毎に選任し、作業が分離しても作業リーダが管理指揮できる範囲とする。

【凡例】
 ■:指揮者
 もしくは
 作業リーダ
 ●:作業員



反社会的勢力排除の取組に関する確認書類について

調査時期	工事引合いの都度調査			
	調査回答書 ケース	調査回答書 様式	調査回答書	
未提出 会社		1次	2次～N次	1次
新規に発注する協力会社	○	○ 注2	○	
2次以降の協力会社に変更なし	×	×	×	
既提出 会社	2次以降の協力会社が増加	×	○ 注1	○
	2次以降の協力会社が減少	×	×	○

【凡例】 ○: 提出要 ×: 提出不要

注: 1. 増えた会社の写
2. 全ての会社の写

【確認書等のご提出にあたって】

前回提出以降、新規協力会社の採用により増加した場合や協力会社が減少した場合には、既提出会社の欄のケースに応じた様式を調達部へ提出ください。

従いまして、未提出会社に於いて新たに確認書を提出いただく場合に、当該工事に係る2次～N次の協力会社のみでなく、その他の工事において施工される可能性がある2次～N次の協力会社の全てを含めてご提出いただいた場合は、以降の工事引合い時には、「既提出会社」の欄に従いご提出いただけますので、次回以降の手続きの簡素化が可能となります。

以上

調査回答書

(発注者)

社名： 御中

(受注者)

は、

(発注者)

との取引において、

下記内容について調査のうえ確認しましたので、回答いたします。

記

○当社と反社会的勢力との関係について

1. 当社、当社の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「当社の代表者等」という）または当社のその他職員は、反社会的勢力ではなく、今後もそのようなことがないこと。
2. 当社、当社の代表者等または当社のその他職員は、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有しておらず、今後ともそのようなことがないこと。
3. 当社、当社の代表者等または当社のその他職員は、貴社との契約に関する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させてはおらず、今後ともそのようなことがないこと。

以上

年 月 日

(受注者)

住所：

社名：

代表者名：

印

調査対象協力会社一覧表

1次協力会社(貴社名):

社会保険の加入に関するガイドラインについて

関電プラント株式会社が外注する全ての工事(施工体制台帳の作成を要しない工事も含む)にあっては、**国土交通省の『社会保険の加入に関する下請ガイドライン』**に基づき、建設業における社会保険の加入について、元請企業として負うべき役割と責任を果たす取り組みを行っています。

下請協力会社におかれましても、同ガイドラインに則り自らの役割と責任を積極的に遂行していただくことが、必要不可欠となっています。

当社は、この取り組みの中で、関係各社の社会保険の加入状況および各作業員の保険加入状況について確認させていただき、適正に加入されていない場合には、入場をお断りすることもあります。

○ 下請協力会社における役割と責任

- ・建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区分した上で、労働者である社員についての保険加入手続きを適切に行っていただくこと
(再下請となる高次の協力会社にあっても同様)
- ・当社の取り組み指導が建設工事の施工に携わる全ての協力会社に行き渡るよう、当社による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請協力会社の対応状況について、当社に対して情報提供していただくこと

【参考資料】建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

出典:国土交通省の参考資料「社会保険の適用関係について」より抜粋

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
			雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料含む)	年金保険	
法人	1人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担14.804%
	一	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150%+日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 又は 協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担1.150%+日額48円～88円
	一	役員等	－	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担13.654%+労災保険料
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担14.804%
	1人～4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担1.150%
	一	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150%+日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 又は 協会けんぽ (日雇特例被保険者) ※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担1.150%+日額48円～88円
	一	事業主、一人	－	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。

(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む)を例として記載。

※3「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

※ この資料は、社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。

詳しい適用関係については、お近くのハローワーク、年金事務所等にお問い合わせ下さい。

■ :事業主負担がある部分(元請一括加入を含む) □ :事業主負担がない部分